

令和 8 年度被害防除事業一覧

事業名	鳥獣被害防止総合対策事業（国補）			鳥獣害防止施設整備強化事業（県単）
	推進事業（ソフト事業）		整備事業（ハード事業）	
	右記を除く経費補助	緊急捕獲活動支援（経費補助）		
事業内容	鳥獣による農林水産業等に係る被害の軽減に向け、鳥獣被害に関する問題の明確化を図り、地域の実情に応じて各種関連事業との連携の下に実施される、次の事業内容の実施に要する経費に対し補助			野生鳥獣による農作物の被害を防止するために必要な次の施設等の整備に要する経費に対し補助 （１）侵入防止柵等の新規整備 ①被害防除 電気柵、ワイヤーメッシュ柵等 ②鳥獣捕獲対策 捕獲用具等 ③獣肉処理施設内の機器等 （２）集落点検結果に基づく既存柵の改良・地際補強整備
	（複数メニュー選択） ① 被害防止活動推進 推進体制整備、有害捕獲（捕獲機材等）、被害防除（対策研修会等）、生息環境管理、広域柵再編整備支援、サル複合対策、クマ複合対策、鳥類複合対策、他地域人材育成、ICT 等新技術の活用、GIS 活用、集落点検促進、専門的人材育成確保 等 ②実施隊特定活動推進 ③ICT 等新技術実証 ④鳥獣被害対策実施隊体制強化 ⑤捕獲サポート体制の構築 ⑥処理加工施設の人材育成 ⑦ジビエ等の利用拡大 ⑧簡易的な集合理設設備設置等支援 ○スマート捕獲等普及加速化事業 等	①有害鳥獣捕獲の活動経費補助 24 年度国補正で造成された基金（当時は 27 年度まで実施予定）が国庫に返納されることになったことに伴う 27 年度からの振替メニュー	①鳥獣害防止施設（侵入防止柵等） ②処理加工施設 ③捕獲技術高度化施設 ④地域提案 等	
補助率等	事業主体：市町・県 事業実施主体：市町協議会・県 補助率：1/2 以内・定額 （※）新規地区、鳥獣被害対策実施隊の取組み、農業者団体の取組みは定額（市町（1 団体）当たり原則 200 万円以内。）	事業主体：市町 事業実施主体：市町協議会・市町 補助率：定額 （※）1 頭羽当たり単価 ・サル 8,000 円 ・イノシシ、シカ成獣 食肉処理利用等 9,000 円 焼却施設搬入 8,000 円 上記以外 7,000 円 ・上記以外の獣類 1,000 円 ・鳥類 200 円	事業主体：市町 事業実施主体：市町、市町協議会、農協等 補助率：1/2 以内 （※）侵入防止柵の自力施工を行う場合は、資材費相当分が定額（上限単価あり） （※）山村、過疎、離島、半島、特定農山村の 5 法指定地域は 55/100 以内 （※）鳥獣管理専門員の助言・指導を受けるなど、適正な設置・管理に努めること	事業主体：市町 事業実施主体：市町、市町協議会、農協、認定農業者、認定新規就農者、エコファーマー、営農集団等 補助率：1/3 以内（県 1/3、事業実施主体 2/3） （※）市町に 1/3 継足を要請 （※）鳥獣管理専門員の助言・指導を受けるなど、適正な設置・管理に努めること
採択条件	○被害防止計画を作成	○被害防止計画を作成	○被害防止計画を作成 ○受益戸数が 3 戸以上	○国庫補助金及び他の県補助金等が交付されていない ○受益戸数が 2 戸以上（認定農業者等の場合は 1 戸以上） ○県内外で効果が確認されている防止方法である
予算額	予算額：30,441 千円（県事業分除く）	予算額：341,113 千円	予算額：94,686 千円	予算額：18,526 千円